

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
10	医療的ケア児に対する訪問看護の適用範囲の拡大	厚生労働省	1～20
4	母子家庭自立支援給付金等の申請者が「ひとり親であること」等の証明に係る事務の見直し	厚生労働省	21～22
26	乗用タクシーの営業区域の変更に係る地方公共団体による要請権限の付与	国土交通省	23～26
27	自家用自動車による貨物の有償運送の中山間地域における通年の利用を可能とする見直し	国土交通省	27～30
28	乗用タクシーによる貨物の有償運送の対象区域の拡大	国土交通省	31～34

訪問看護について

【訪問看護ステーションからの訪問看護（訪問看護療養費）】

対象者 疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者



訪問場所 居宅

実施者 看護師、保健師、助産師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

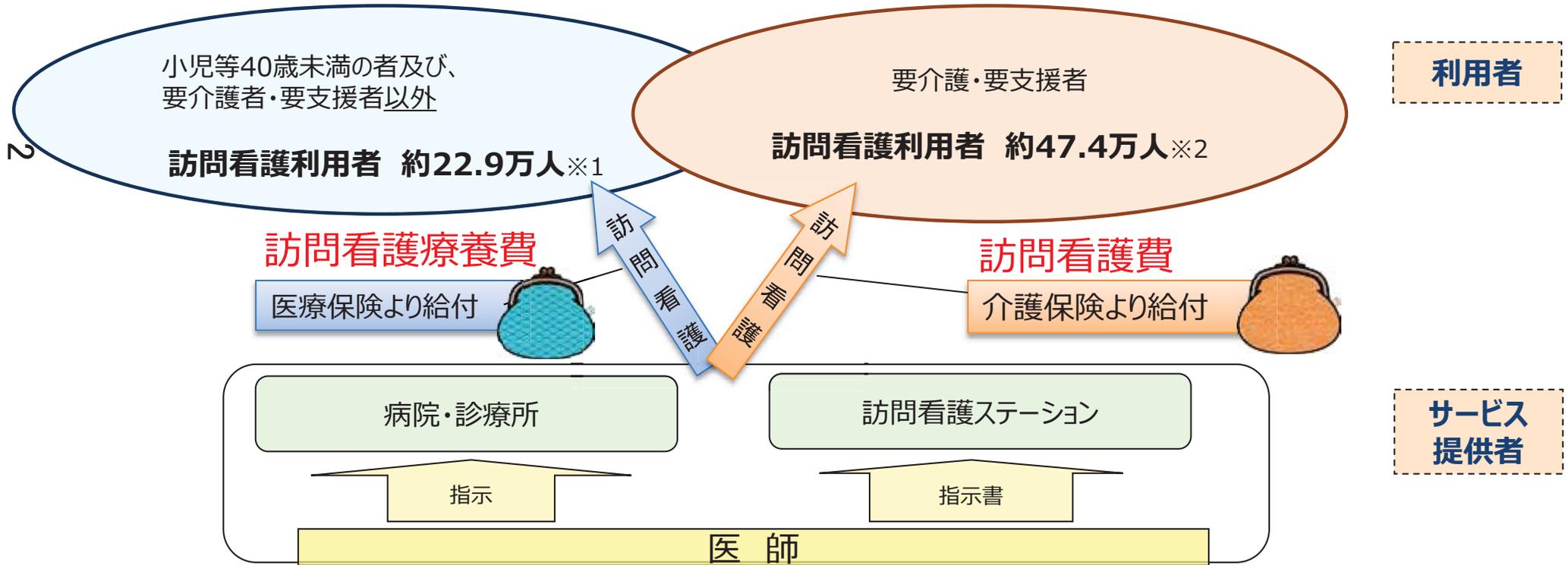
健康保険法

第八十八条 被保険者が、厚生労働大臣が指定する者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から当該指定に係る訪問看護事業（疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）に対し、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助（保険医療機関等又は介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第二十九項に規定する介護医療院によるものを除く。以下「訪問看護」という。）を行う事業をいう。）を行う事業所により行われる訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けたときは、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。

2 前項の訪問看護療養費は、厚生労働省令で定めるところにより、保険者が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

訪問看護の仕組み

- 疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者に対し、その者の居宅において看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。
- サービス提供は、病院・診療所と訪問看護ステーションの両者から行うことができる。
- 利用者は年齢や疾患、状態によって医療保険又は介護保険の適応となるが、介護保険の給付は医療保険の給付に優先することとしており、要介護被保険者等については、末期の悪性腫瘍、難病患者、急性増悪等による主治医の指示があった場合などに限り、医療保険の給付により訪問看護が行われる。



出典：※1保険局医療課調べ（平成29年6月審査分より推計）

※2介護給付費実態調査（平成29年6月審査分）